

## 1 総則

### (1) 件名

学びの実験室 NEXT デジタルイノベーター育成事業委託業務

### (2) 業務目的

デジタルスキルを活用して地域・社会を変えていこうとする意識を有した若年層人材（デジタルイノベーター）を育成し、地域産業のデジタルリテラシーを向上させるとともに、長浜市に定着する若者を獲得することを目的とする。

## 2 業務概要

### 1. 業務の内容

業務の目的を達成するため、次の中学生及び高校生向けプログラムを開催する。

#### ●デジタルスキルで地域課題解決に取り組む短期プログラム

##### (ア)概要

- 参加者が解決すべき地域課題を設定し、中学校及び高等学校の授業で習得するデジタルスキル等を活用しながら課題解決に取り組むプログラムを実施すること。
- プログラムを通じて地域への参画意識を醸成するとともに、デジタルの楽しさを感じることができるプログラムとすること。
- 参加者が地域課題解決につながる成果物を作成し、プログラムの最後に成果発表を行うこと

##### (イ)開催方法

- 本市内での開催とする。
- 開催会場については長浜バイオ大学とし、受託者の会場使用料による負担とする。

##### (ウ)期間・開催時期

- 2日程度とする。ただし事前課題の設定は可能とする。
- 令和7年10月末までに開催すること。

##### (エ)参加者数

- 中学生及び高校生 最大50名とする。  
※市内在住の中学生及び高校生、または、市内中学校及び高等学校に通学している生徒を対象とする。

##### (オ)指導者

- 5名以上の指導者を設置すること。
- 指導者は受託者による研修を受講し十分なデジタルスキルと指導力を備えた者とする

##### (カ)機材

- 参加者機材は学校授業で使用する端末とする。ただし、使用するソフト等により学校端末の使用ができない場合は、受託者で準備するものとする。

##### (キ)その他

- 次の事項を受託者で実施すること。
  - ① 参加者募集広報及び受付
    1. ポスター（25枚）は必ず制作すること。
    2. 市内全域周知は本市広報誌に掲載する方法で本市が実施する。
    3. 中学校への募集広報は本市教育委員会アプリケーションでポスターデータを配布する方法で本市が実施する。

4. 高等学校への募集広報はポスターデータを配布する方法で本市が実施する。
- ② 参加者へのアンケート及び分析
  1. アンケート項目については本市と受託者で協議して決定する。
- ③ 成果発表会の必要備品、消耗品の準備
- ④ その他本プログラムの実施に必要な事項に関すること。

## 2 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年12月31日まで

## 3 成果物

業務が完了した際は、契約期間内に事業報告書及びアンケート分析データを格納した電子媒体を提出するものとする。

## 4 成果物の帰属

本業務で履行した内容は、すべて本市に帰属するものとし、受託者は本市の承諾なく他に公表、貸与又は使用させてはならない。

## 5 再委託の制限について

受託者は、本業務について第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、本市と協議のうえ、その一部を委託することができる。その際は、受託者及び当該第三者との間で本業務における守秘義務契約を締結し、写しを本市に提出するものとする。

## 6 支払い

委託料の支払については、業務の完了をもって行う。

## 7 留意事項

### (1) 実施体制

本業務には、十分な経験と知識を有する技術者を配置すること。

長浜市からの問合せ等に対応できるように、契約締結後は、速やかに連絡体制を報告すること。

### (2) 仕様変更

契約締結後、新たに確認又は発生した業務については、長浜市と受託者が協議を行い、誠意を持って対応すること。

### (3) 秘密の保持等

・受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間の終了又は解除後も同様とする。

・本業務の中で作成された資料等については長浜市に帰属するものとする。

・業務の遂行のために長浜市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。

・受託者は、業務の処理を他者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により長浜市の承諾を得たときはこの限りでない。

### (4) 業務の引継ぎに関する事項

本業務の契約履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他契約の終了事由のいかんを問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は長浜市の指示のもと、本業務終了日までに長浜市が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じ、事務引継ぎを行

うこと。

(5) 疑義の解決

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、長浜市と受託者が誠意をもって協議を行い、これの解決を図ること。